

仮想通貨取引のリスク

- I はじめに
- II ビットコインとは何か
- III なぜ、サトシ・ナカモトはビットコインを作ったのか？
- IV 誰がビットコインを使うのか？
- V 犯罪者の愛用するビットコイン
- VI 規制の抜け穴として使われたビットコイン
- VII 資金洗浄に使われる仮想通貨
- VIII おわりに

麗澤大学経済学部教授

中島 真志

Nakajima, Masashi

I はじめに

ビットコインをはじめとする仮想通貨については、わが国においては「夢の通貨」や「通貨の未来を変えるもの」としてバラ色のイメージで語られることが多い。一方、海外の銀行関係者などと話をすると、「邪悪なものだ」「まともな金融取引には使えない」などとしており、警戒的な見方が主流を占めている。本稿では、ビットコインを中心に仮想通貨をどのように捉えればよいのかについて、考察を加えてみたい。

II ビットコインとは何か

ビットコインとは、2008年に「サトシ・ナカモト」という謎の人物が発表した論文をもとに作られた仮想通貨であり、2009年1月から発行が開始されている。インターネットを通じて価値がやり取りされ、物理的な存在（紙幣やコイン）がないことから、わが国では「仮想通貨」（バーチャル・カレンシー）と呼ばれることが多い。一方、高度な暗号技術によってコインの

複製や二重使用を防止していることから、海外では「暗号通貨」（クリプト・カレンシー）と呼ばれる。

ビットコインの特徴としては、以下のような点を挙げることができる。

第1に、中央に管理者がないという点であり、プログラムが通貨発行などを制御している。第2に、独自の通貨単位を持つという点である。ビットコインの単位は「BTC」であり、このため法定通貨（円、ドルなど）との間で交換レートが発生する。第3に、発行主体がないという点であり、誰の負債でもない形で通貨が発行される。第4に、「プルーフ・オブ・ワーク」という難しい計算をすることによって、取引が承認されることになっており、計算の成功者には、リワード（報酬）として、新たに発行されるビットコインが付与されるという「マイニング」という仕組みがあることである。第5に、取引の確定までに時間を要することであり、ビットコインの場合には、約10分ごとに新しいブロックが作成されて取引が確定していく。第6に、2,100万BTCという発行上限があらかじめ

定められていることである。

Ⅲ なぜ、サトシ・ナカモトはビットコインを作ったのか？

サトシ・ナカモトの論文によると、ビットコインを作る理由として、「信頼関係のない者同士で価値をやり取りできる仕組みを作りたいのだ」とされている。従来の送金の仕組みでは、送金人と受取人との間に「信頼できる第三者」（銀行、中央銀行など）が入って、価値の移動を可能にしている。そこでは、すべての当事者の間に「信頼関係」が存在している。しかし、サトシ・ナカモトは、お互いに顔も名前も知らない同士であっても、価値の移転ができる「トラストレス」の仕組みを構築することを目指したのである。

では、なぜサトシ・ナカモトは、こうした「トラストレスの支払いシステム」を作ろうとしたのであろうか。サトシ・ナカモトの究極の目的は、「誰にも管理されずに、自由に世界中に送金ができるようにしたい」ということであつた。このうち、後半の「世界中に自由に送金ができるように」という部分をみると、「なんと素晴らしいグローバルな発想であらうか」と思うことだろう。しかし、前半の「誰にも管理されずに」という部分は何を指すのだろうか。こうした国境をまたいだ資金のやり取りに規制を加えるのは、政府や中央銀行（いわゆる当局）である。つまり「誰にも邪魔されずに」ということは、言い換えれば「政府の支配が及ばない送金システムを作りたい」ということにほかならないのである。

ビットコインは、しばしば「リバタリアンのコイン」と呼ばれる。リバタリアンとは「自由至上主義者」のことであり、政府の規制や管理を嫌い、個人の自由を重視する立場である。ビットコインは、こうした思想の上に成り立っており、いわば「反権力・反政府の思想に基づ

くもの」と言えるであろう。ビットコインについては、とかく「価格が上がった、下がった」ということばかりが話題となるが、実は、その根底にはこうしたある種の「危うい思想」があるということを認識しておく必要がある。

Ⅳ 誰がビットコインを使うのか？

こうした思想に基づいて設計されたビットコインは、お互いがどこの国にいても、また、まったく面識がない者同士であっても価値の移転が可能となっている。相手の「ビットコイン・アドレス」を指定さえすれば、まったく知らない相手に対しても、価値を移転することが可能となっているのである。

ビットコインは、すべての取引を1件ごとにインターネット上で見ることができる。つまり、「どのアドレスからどのアドレスに、いつ、いくら、送られたのか」を見ることができる。このため、一見すると、大変に透明性の高い仕組みのように見える。しかし、誰でも勝手にアドレスを作ることができ、その際に自分の名前や身分を明かすことは特に必要とされない。このため、どのアドレスに送られたかは見ることができるが、それが誰のアドレスかは分からないという仕組みになっている。この点は、本人確認が不可欠となっている銀行口座との大きな違いであり、ビットコインの「高い匿名性」につながっている。

このように「反権力・反政府の思想」に基づいた「匿名性の高い」通貨であるため、どうしてもそれを好んで利用するのは、犯罪、マネー・ロンダリング、テロ資金、規制逃れなどの違法行為 (illegal activity) に関与する人になりがちである。つまり、「非合法の決済ツール」として使われていく可能性が高い。社会のルールをきちんと遵守して「清く正しく生きていく」人には、匿名性の高い通貨を使う必要性

は、特に見当たらないのである。

最近の研究では、ビットコインの利用者の4人に1人(25%)が違法行為の関係者(illegal user)であり、また取引件数のうち約半分(44%)が違法薬物の売買などの違法行為に関連した取引であるという驚くべき結果が出ている。ビットコインの取引については、投機的な需要に基づく売買に目を奪われがちであるが、その裏では、違法行為のためのビットコイン需要がかなりの割合を占めているのである。

V 犯罪者の愛用するビットコイン

では、どのようにビットコインが犯罪に使われるのかについてみてみよう。

最も有名な事件が「シルクロード事件」である。これは、違法な薬物を販売していた「闇サイト」(ダーク・ウェブ)であり、このサイト

では、ビットコインが唯一の決済手段となっていた。通常、インターネットで買い物をする場合には、銀行振込みやクレジットカードで決済を行うのが一般的であるが、こうした手段では、誰が違法薬物を買ったかがすぐに特定されてしまう。ビットコインの場合には、高い匿名性があるため、利用者が特定される可能性をなくすることができる。

シルクロードのサイトは、2011年に作成され、2013年にはFBI(米連邦捜査局)が運営者を逮捕したが、この2年間に同サイトの売上げは1,200億円以上にも上ったものとされている(図1)。

この事件により、「ビットコインは違法取引に使われるもの」というダーティなイメージがついてしまった。また、「ビットコインにより違法薬物を販売する」というビジネスモデルが確立することにもつながった。その後も、続々

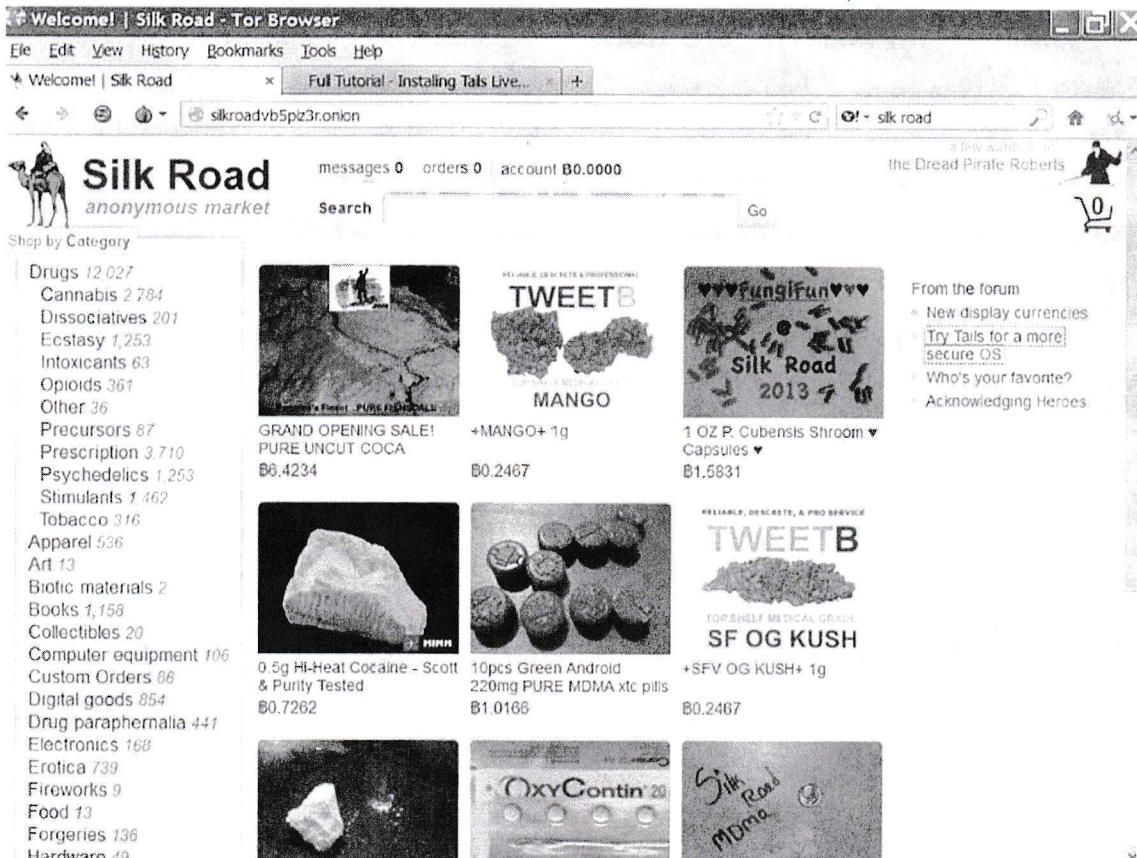


図1 シルクロードのサイト画面
(あらゆる違法薬物をビットコイン建てで販売)

と類似の闇サイトが出現しており、1つを閉鎖すると、また別のサイトが立ち上がるといった形で、当局とのいたちごっこが続いている。

また、最近では、日本でも、危険ドラッグ（脱法ハーブ）をインターネットで販売していたという同様な事件が発生している。このサイトでは、ビットコインが支払手段となっており、まさにシルクロードのビジネスモデルをそのまま踏襲したものとなっている。

従来、こうした違法薬物は、現金との交換で取引が行われるのが通常であったが、ビットコインを使えば、匿名で受渡しができ、しかもオンライン上で取引が完結するため、犯罪者にとってはこんなに便利な支払手段はないのである。

VI 規制の抜け穴として使われたビットコイン

図2は、世界の仮想通貨取引所におけるビットコインの取引シェアをみたものである（2017年8月までの2年間）。これをみると、OKコイン、フオビ、BTCチャイナという中国の3つの取引所における取引高が、世界の全取引の93%と圧倒的な割合を占めている。この時期には、中国人が世界のビットコインの9割以上を「爆買い」していたのである。

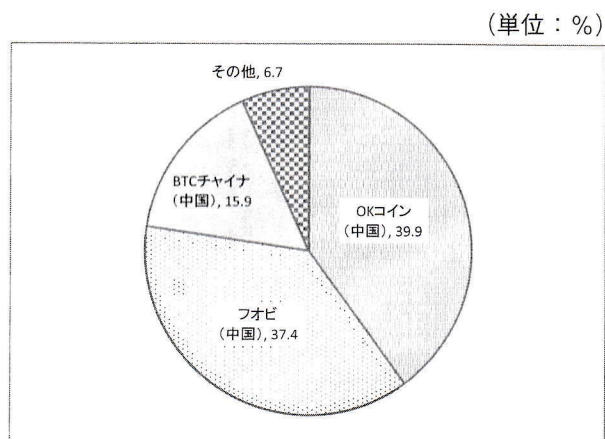


図2 ビットコイン取引所のシェア
出所：data.bitcoinity.org（2017年8月までの2年間）

では、なぜ中国人がこのようにビットコインを大量に買いあさっていたのであろうか。中国でビットコイン買いが増えたのは、2015年8月の人民元の切下げがきっかけであった。この切下げにより、人民元の先安観が高まった。このため、人民元を大量に保有していた中国の富裕層の間では、目減りする前に人民元を米ドルなどに移しておこうとする動きが広がった。これに対して、中国政府では、厳しい資本規制を一段と強化し、資本流出を防止しようとした。

こうした規制を回避する手段として使われたのがビットコインだったのである。ビットコインについては、資本規制の対象外であったため、中国の富裕層では、人民元をいったんビットコインに換えておき、後でこのビットコインを米ドルに換えるという動きに出たのである（図3）。つまり、この2年間については、中国では「誰にも邪魔されずに、自由に世界中に送金ができるようにする」というサトシ・ナカモトの思想が実現していたことになる。

しかし、規制回避（規制の抜け穴）の手段として利用されるビットコインが世界の9割超を占めるといえるのは、通貨のあり方としてはいかなものかと言わざるをえない。なお、こうした脱法行為の広がり気付いた中国当局では、2017年秋に国内の3取引所を強制的に閉鎖し、それ以降、中国国内ではビットコインの取引ができなくなっている。

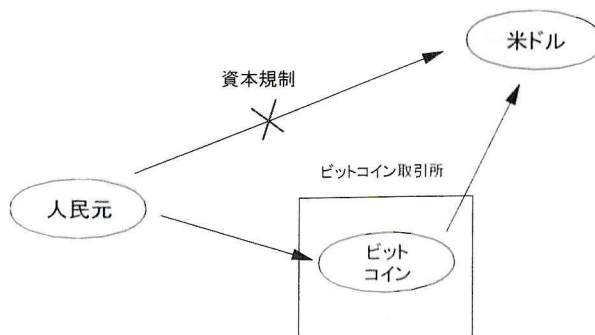


図3 資本規制の回避とビットコインの利用

VII 資金洗浄に使われる仮想通貨

仮想通貨は、マネー・ロンダリングに使われやすいことも問題となる。

第1に、仮想通貨に対する各国の規制が統一されていないため、海外の仮想通貨取引所の中には、本人確認なしで口座を開設できる取引所がかなりある。そういった複数の先に口座を開設し、口座間で資金移動を繰り返せば、追跡はかなり困難になる。

第2に、ビットコインなどよりも、さらに匿名性の高い「匿名通貨」が登場してきていることである。具体的には、ジーキャッシュ、モネロ、ダッシュといったコインがこれに当たる。これらの通貨では、「コイン・ミキシング」(複数の取引を混ぜる行為)などの手法により、匿名性を高めている。

実際に、こうした仕組みを悪用して、東京の指定暴力団が2016年からの約2年間で、違法薬

物の取引や振り込め詐欺などで得た犯罪収益の約300億円を洗浄したといった報道もなされている。このマネー・ロンダリングでは、本人確認が必要とされないヨービット取引所(ロシア)、ビットBTC(英国)などの口座が使われ、また、ジーキャッシュなどの匿名性の高い通貨を間にはさむことによって追跡を困難にしていたものとされている。

VIII おわりに

本稿で見たように、ビットコインは、反権力・反政府の思想に基づいて設計されており、高い匿名性を有しているため、どうしてもマネー・ロンダリング、規制の抜け穴、犯罪行為などに利用されやすくなる傾向がある。弁護士として、法的助言を行う際には、こうしたリスクについても留意して適切なアドバイスを行っていく必要がある。